

ハイライト:

- ・協会けんぽの健康保険が都道府県ごとの保険料率に変わります
- ・厚生年金保険料率がアップします
- ・国税のダイレクト納付について

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
健康保険の保険料率 が変更になります	1
厚生年金保険料 の変更	2
ダイレクト納付 について	2

朝晩と涼しくなり少しずつ秋の気配を感じられるようになりました。新型インフルエンザの流行が気になるところです。皆様体調管理にお気を付けてお過ごし下さい。さて第39号では、平成21年9月分より変更となる健康保険の保険料率、厚生年金保険料などについて取り上げました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。



公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村 元彦(東京事務所)
中村友理香(埼玉事務所)

平成21年9月分から協会けんぽの健康保険の保険料率に変更になります

協会けんぽ(全国健康保険協会)の健康保険の保険料について、現行の全国一律の保険料率(8.2%)が、平成21年9月分の保険料(10月納付分)から、地域の医療費を反映した都道府県ごとの保険料率に移行します。

都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い都道府県ほど医療費が高く、保険料率が高くなります。また、所得水準の低い都道府県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなってしまいます。このため、都道府県間で①年齢構成 ②所得水準 の違いを調整するなどして料率を決定していますが、これによって保険料率が大幅に上昇する場合の激変緩和措置が講じられています(平成25年9月まで)。平成21年度の激変緩和の内容は、すべての都道府県について、全国平均保険料率と各都道府県単位保険料率の差を10分の1に縮小するものとなっています。各都道府県ごとの保険料率は、次頁の【表1】をご確認下さい。

【健康保険料の計算】

	(現 行)	(平成21年 9月分～)
・毎月の保険料	→ 標準報酬月額 × (全国一律)	→ (都道府県単位保険料率) 都道府県ごとに料率が異なります。
・賞与にかかる保険料	→ 標準賞与額 × 8.2%	

※協会けんぽ以外の健康保険組合へご加入の方は、加入されている組合へご確認ください。

【表1】

都道府県	一般保険料率	特定保険料率	基本保険料率
北海道	8.26	3.2	5.06
佐賀	8.25		5.05
徳島、福岡	8.24		5.04
香川、熊本、大分	8.23		5.03
大阪、岡山、広島、山口、長崎、鹿児島	8.22		5.02
青森、秋田、石川、奈良、和歌山、高知、島根	8.21		5.01
福島、福井、兵庫、鳥取、宮崎、沖縄	8.2		5
宮城、神奈川、富山、岐阜、愛知、三重、京都、愛媛	8.19		4.99
岩手、山形、茨城、栃木、東京、滋賀、新潟	8.18		4.98
群馬、埼玉、千葉、山梨、静岡	8.17		4.97
長野	8.15		4.95

各都道府県ごとの保険料率
(事業主負担分+被保険者負担分)

〈参考〉

- ・一般保険料率…(特定保険料率)+(基本保険料率)
- ・(特定保険料率)…長寿医療制度支援金等に充てるための保険料率
- ・(基本保険料率)…協会けんぽの加入者に対する医療給付、保健事業等に充てるための保険料率
- ・40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、上記の一般保険料率に、全国一律の介護保険料率(1.19%)が加わります。

厚生年金保険料の変更 (T_T)

平成21年9月分から厚生年金の保険料率が改定されます。今回は一般被保険者の方の場合、事業主負担分と被保険者負担分の両方を合わせた保険料率が、現行15.35%→【15.704%】へと上がります。平成20年10月支給の給料から控除する保険料より変更が必要になりますので、ご注意ください。平成29年9月まで毎年改定され、平成29年9月から一般被保険者18.3%で固定されます。

ホームページもご覧下さい
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>



ダイレクト納付について (^o^)

国税庁は、今月9月より法人向けの電子納税の新たな納付手段である「ダイレクト納付」を開始しました。「ダイレクト納付」とは、事前に税務署へ届出等を提出しておけば、e-Taxを利用して電子申告等の送信をした後にワンクリックで、予め届出をした預貯金口座から、即時又は期日(納付期限まで)を指定して納付を行うことができる方法です。納付手続きが簡単、インターネットバンキングの契約が不要、利用手数料がかからない等のメリットがあります。

ただし、①税務署へ利用開始の届出を提出してから利用可能となるまで1ヶ月程度かかる、②指定された限られた金融機関しか利用出来ない、③ダイレクト納付は、e-Taxの可能利用時間帯(通常は平日の午前8時30分から午後9時まで)、かつ利用する金融機関のオンラインサービス提供時間に限定、④領収書が発行されないため、領収書が必要な場合は従前通り金融機関や税務署の窓口で納付する必要あり、等のデメリットもあります。メリット、デメリットを比較し、利用をご検討下さい。

税理士法人 舞
中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。